

# 平成31年度離職者等再就職訓練事業短期課程コース事業者募集要領 (第2四半期開講訓練科)

## 1 趣旨

本要領は、青森県（以下「県」という。）が、「平成31年度に実施する離職者等再就職訓練事業 短期課程コース（第2四半期開講訓練科）」（以下「訓練」という。）について、訓練の実施を希望する事業者を募集し、委託先としての要件を満たした事業者を選考することを目的とします。

選考された事業者については、訓練を所管する県の職業能力開発校において訓練の内容、日程、経費等の詳細を協議して整え、平成31年度において委託契約を締結するものとします。

## 2 実施事業者を募集するコース

平成31年度に開講する以下の訓練コースのうち、別表1「訓練科一覧表」に記載の第2四半期開講訓練科とします。

- ・ 知識等習得コース
- ・ 建設人材育成コース ※第2四半期は対象外。
- ・ 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）コース
- ・ 実務に役立つIT活用力習得コース
- ・ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

## 3 訓練の内容

別添1「短期課程コース 共通仕様書」、別添2「訓練科別仕様書」及び別添3「各訓練コースに関する事項」のとおり

## 4 応募資格

別紙1「訓練の応募資格に関する事項」のとおり

## 5 委託費の上限

委託費の上限は訓練コース、対象の経費ごとに異なります。

詳細は別表1「訓練科一覧表」及び別添1「短期課程コース 共通仕様書」の別紙4「委託費の算定方法」のとおりです。

## 6 スケジュール

別紙2「平成31年度離職者等再就職訓練事業 短期課程コース〔第2四半期開講訓練科〕実施日程」のとおり

## 7 応募方法

別紙3「平成31年度離職者等再就職訓練事業短期課程コース提案書作成要領」に基づいて提案書を作成し、次のとおり提出して下さい。

なお、提案書は、本要領に基づく手続きのためにのみ使用し、個人情報保護及び情報公開については県の関係条例に従い取り扱い、返却しないものとします。

(提出先)

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県 商工労働部 労政・能力開発課 職業能力開発グループ（県庁南棟4階）

電話： 017-734-9415

FAX： 017-734-8117

メール： roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

#### (1) 提出部数

正本及び副本 各1部と電子データ

※ 電子データは、別途お知らせするメールアドレスあてに送信していただきます。

#### (2) 提出期間

平成31年4月15日(月)から5月15日(水)17時までに持参するか、郵送必着となるように提出してください。

#### (3) 応募予定登録

要領等の補足及び質問への回答に関する連絡を円滑に行うため、応募予定者は、原則として平成31年4月25日(木)までに7項記載の提出先電子メールアドレスあてに、以下の項目について通知してください。

- ① 件名「委託訓練提案応募予定者登録(訓練科番号○番 訓練科名○○科)」
- ② 事業者名
- ③ 担当者所属・職・氏名
- ④ 連絡先(電話、FAX、電子メールアドレス、資料送付先)

#### (4) 留意事項

- ① 応募に要する経費は、全て応募者負担となります。
- ② 必要に応じて、提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- ③ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となります。

### 8 要領に関する質問

本要領に関する質問は、電子メールでのみ受け付けます。

質問の提出期限は、平成31年4月22日(月)までとし、質問及び回答は、特段の事情がない限り、県のホームページに掲載します。質問書の様式は任意としますが、件名を「平成31年度委託訓練 事業者募集要領に係る質問」とし、必ず以下の項目①～③を記載してください。

- ① 事業者名
- ② 質問者の所属、職、氏名
- ③ 連絡先(電話、FAX、電子メールアドレス等)

### 9 審査方法及び審査結果通知

県において審査会を開催し、提案書の審査により訓練実施協議対象者を選考し、結果を平成31年5月29日(水)以降に通知します。

審査は、提案書の各記載項目について要件の充足、カリキュラム内容、就職支援等を評点する方法により行います。なお、審査にあたり不明の点等について補足資料の提出を求める場合があります。

### 10 契約

審査会において選定された事業者については、訓練を所管する県の職業能力開発校において訓練の内容、日程、経費等の詳細を協議して整え、平成31年度において委託契約を締結するものとします。提案書で提出した経費の積算額で契約となるとは限りません。協議して整えた具体的な契約内容に基づき、再度見積もりをお願いします。

### 11 その他

この事業は、厚生労働省が所管する事業です。

このため、厚生労働省との協議により内容等に変更があり得ることを御了知願います。